

○国家公安委員会規則第十六号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第六項の規定に基づき、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月五日

国家公安委員会委員長 坂井 学

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、

改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(申請等の手続) 第四条 「1ゝ4 略」 5 国家公安委員会又は警察庁長官は、第一項の規定により申請等を行う者が、第二項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができると状態に置いている場合であつて、国家公安委員会又は警察庁長官が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。 6 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、<u>第一項及び第二項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合</u>は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。 (申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合) 第六条 情報通信技術活用法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一・二 略」 三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四	(申請等の手続) 第四条 「1ゝ4 同上」 「項を加える。」 5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、<u>第一項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合</u>は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。 (申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合) 第六条 「同上」 「一・二 同上」 「号を加える。」

2 条第一項又は第二項の規定による入力が困難である場合 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。	「項を加える。」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和七年十二月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第六条第二項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。